

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年3月18日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉圧力容器表面温度計点検時、温度検出(A/B)用フレキシブル電線管に傷が認められたため、当該電線管を交換。	D	
2	1号機	主復水器(A~C)水室換気設備(仮設)点検時、ダクトのフランジ面に変形及び外れが認められたため、当該部を補修。	対象外	
3	1号機	事故後サンプリング装置自動減圧機構部デジタル指示計点検後の指示確認時、表示不良(少数点以下表示されない)が認められたため、対応検討。	D	
4	1号機	主蒸気管トンネル室温度監視装置(A、C)点検後の温度指示確認時、約2 程度のふらつきが認められたため、対応検討。	D	
5	1号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン(B)ターニング装置点検において、減速機各部に油のにじみ及び電動機側と軸歯車側固定用キー溝に摩耗並びにピニオンギア駆動軸オイルシール部に摩耗跡が認められたため、当該部を補修。	D	
6	1号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備点検時、発電機カバー点検口内に異物(ビニール片及び濾紙)が認められたため、当該品を回収。	D	
7	1号機	復水脱塩装置入口弁の浸透探傷検査において、弁体シート面に指示模様が認められたため、対応検討。	D	
8	1号機	循環水系配管(A~C系)点検時、取水側配管の内面塗装に劣化、剥離箇所が認められたため、当該部を補修。	D	
9	3号機	サービス建屋高電導度廃液サンプポンプ(B)封水弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検。	D	
10	3号機	放水口温度記録計において、打点不良(打点したり、しなかったり)が認められたため、当該記録計を点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353